

(メール施行)  
30障第31号  
平成30年4月4日

指定障害福祉サービス事業所等  
設置法人代表者様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障害福祉課長  
〔公印省略〕

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について(依頼)

平素から、本県の障害保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付費等算定に係る届出については平成30年3月19日付け29障第2210号により、御案内しておりますが、本年4月1日施行の報酬改定に対応した届出様式が定まりましたのでお知らせします。(体制等状況一覧表は、就労移行支援体制欄「継続就労者数」→「就労定着者数」の変更のみ)

前年度の平均利用者数の変化や人員配置の変更のほか、平成30年度報酬改定により、平成30年4月1日から報酬・加算に変更が生じる場合は、体制届出書を御提出ください。

また、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に係る届出について、平成30年2月8日付け29障第1905号及び平成30年2月19日付け事務連絡でお知らせしておりますが、平成30年4月サービス提供分から算定する場合の提出期限は体制届と同じですので、よろしくお願ひします。

**【提出期限：平成30年4月16日(月)まで】**

記

## 1. 届出先(指定権者)

- (1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等  
東予地方局地域福祉課福祉指導グループ  
〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300(内線241又は284)
- (2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等  
中予地方局地域福祉課福祉指導グループ  
〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756
- (3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等  
南予地方局地域福祉課福祉指導グループ  
〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211(内線381又は246)
- (4) 松山市所在の事業所等
  - ① 指定障害福祉サービス事業所・施設等 → 松山市(※松山市の様式で提出)
  - ② 指定障害児支援事業所・施設 → 中予地方局地域福祉課(上記(2)に提出)

## 2. 必ず提出いただく事業所

### (1) 基本報酬の算定見直しによるもの

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、地域移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

### (2) 加算・減算の算定要件の見直しによるもの(従来の加算・減算を届け出ている事業所は必ず提出)

- 就労継続支援(A型・B型)…就労移行支援体制加算(※前年度実績加算)
- 児童発達支援、放課後等デイサービス…児童指導員等加配加算(旧 指導員加配加算)
- 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス…職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、児童発達支援管理責任者欠如減算

- (3) 重度障害者支援加算(Ⅱ)、重度障害者支援加算を算定している施設入所支援及び共同生活援助を行う事業所等で、研修受講計画の経過措置により加算を算定している場合
- (4) その他、従来の加算で前年度実績により算定するもの(加算を変更する場合)

### 3. 加算・減算の算定要件の新設・見直しにより提出いただく事業所

別添体制等状況一覧表の新規・改正のある加算等(黄色箇所)は、新たな加算(区分追加を含む)の取得または減算となる場合は、届出が必要です。

ただし、下記の加算を取得している場合は、創設された加算(Ⅱ)を取得しない場合は届出不要です。

- 生活介護…常勤看護職員等配置加算(加算(Ⅰ)に自動変更)
- 障害児入所支援 ※経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費を算定する施設入所支援、生活介護を含む。
  - ・看護職員配置加算(加算(Ⅰ)に自動変更)
  - ・心理担当職員配置加算(加算(Ⅰ)に自動変更)

※居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けている場合、共生型サービス対象区分及び共生型サービスの加算は届出不要です。

### 4. 届出様式

今回の届出様式については、以下の愛媛県ホームページより入手をお願いします。

- [愛媛県トップページ](#)>[健康・医療・福祉](#)>[障がい者福祉](#)>[サービス事業者](#)>[指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ](#)  
>[平成30年度報酬改定について](#)

※従来より届出様式を掲載している申請書等電子配布サービスには、今週を目途にアップします。

### 5. その他

厚生労働省から発出される各種通知等は、下記愛媛県ホームページに順次掲載します。

- [愛媛県トップページ](#)>[健康・医療・福祉](#)>[障がい者福祉](#)>[サービス事業者](#)>[指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ](#)  
>[厚生労働省からの通知等について](#)  
>[障害福祉サービスに係るQ&Aについて](#)

報酬算定にあたっては、以下の報酬告示及び通知により適切な算定をお願いします。

サービス種類	報酬告示	留意事項通知
障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)	
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)	

※報酬告示の改正(平成30年3月22日付け告示)、留意事項通知の改正(平成30年3月30日付け)及び報酬改定等に関するQ&A通知(平成30年3月30日付け)等について、上記届出様式のホームページに掲載しております。

(参考) 追加・修正のある体制一覧表の項目名 (既存サービス分)

サービス	項目名	備考
全サービス	地域生活支援拠点等	
居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス	共生型サービスに係る項目 (共生型サービス対象区分、共生型サービスの加算)	既存の指定事業所は記載不要 (非該当)
基準上、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス	サービス管理責任者欠如減算、児童発達支援管理責任者欠如減算	従来の職員欠如減算と区別して届出
訪問系、相談系以外	指定管理者制度適用区分	
生活介護	重度障害者支援体制加算	
生活介護	常勤看護職員等配置加算Ⅱ	
生活介護	短時間利用減算	
生活介護、自立訓練 (機能訓練・生活訓練)、就労継続支援 (A型・B型)	就労移行支援体制加算 就労移行支援体制 (継続就労者数)	加算の算定は対象となるサービス種別ごと
短期入所	利用定員数	単独型で 20 床以上の場合は減算の創設
短期入所	医療連携体制加算Ⅴ	
短期入所	常勤看護職員等配置加算	
短期入所	大規模減算	
共同生活援助	看護職員配置加算	
共同生活援助、宿泊型自立訓練	強度行動障害者地域移行特別加算	
共同生活援助、宿泊型自立訓練	精神障害者地域移行特別加算	
共同生活援助	夜勤職員加配加算	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 (A型・B型)	社会生活支援特別加算	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	多機能型等定員区分 (加算)	就労移行支援体制加算の算定に係る定員区分 (加算を算定するサービス種別における定員)
自立訓練 (生活訓練)	視覚障害者専門職員配置	自立訓練の対象利用者の障がい種別の撤廃により、自立訓練 (生活訓練) においても歩行訓練を行う基本報酬の算定に係る体制
自立訓練 (生活訓練)	個別計画訓練支援加算	
就労移行支援	就労定着率区分	届出必須項目
就労継続支援A型	平均労働時間区分	届出必須項目
就労継続支援A型	賃金向上達成指導員配置加算	
就労継続支援B型	平均工賃月額区分	届出必須項目
地域移行支援	施設区分	届出必須項目
児童発達支援	未就学児等支援区分	届出必須項目
放課後等デイサービス	障害児状態等区分	届出必須項目
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設	児童指導員等加配加算 (加算Ⅱ)は従来の指導員加配加算の対象事業所(主として重心以外の事業所(センター除く)であって、加算Ⅰ)を算定し、基本報酬区分が上位の場合のみ。)	※経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費を算定する施設入所支援、生活介護を含む。(障害児通所・入所給付費体制一覧表により届出)
児童発達支援、放課後等デイサービス	強度行動障害加算体制	主として重心以外の事業所・センター
児童発達支援、放課後等デイサービス	看護職員加配加算	主として重心以外の事業所・センター
児童発達支援、放課後等デイサービス	看護職員加配加算 (重度)	主として重心の事業所・センター
児童発達支援、放課後等デイサービス	自己評価結果等未公表減算	平成 31 年 4 月 1 日から適用

福祉型障害児入所支援	看護職員配置加算Ⅱ	※経過的生活介護サービス費及び経過の施設入所支援サービス費を算定する施設入所支援、生活介護を含む。(障害児通所・入所給付費体制一覧表により届出)
福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援	心理担当職員配置加算Ⅱ	※経過的生活介護サービス費及び経過の施設入所支援サービス費を算定する施設入所支援、生活介護を含む。(障害児通所・入所給付費体制一覧表により届出)
医療型児童発達支援、医療型障害児入所支援	保育職員加配加算	医療型児童発達支援は加算区分追加、医療型障害児入所支援は創設